

測量標の保全に関する規則

昭和60年 6月29日

規則第 35 号

(趣旨)

第1条 この規則は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき姫路市が管理する街区三角点、街区多角点その他の測量法第10条第1項第1号に規定する永久標識（以下「測量標」という。）の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項を定めるものとする。

(測量標及び測量成果の使用)

第2条 測量標及び測量成果を使用して測量を実施する者は、測量標及び測量成果使用承認申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき使用を承認したときは、当該申請を行った者に測量標及び測量成果使用承認書を交付するものとする。

3 第1項の規定に基づき測量を実施する者が、測量を完了した後は、直ちに測量標及び測量成果使用報告書を提出しなければならない。

4 測量標を使用する者は、使用の際には測量標及び測量成果使用承認書を携帯し、市職員又は土地所有者等から提示の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

(工事施工の届出)

第3条 測量標の保全に影響を及ぼすおそれのある工事（以下「工事」という。）を行う者は、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 市長は、前項の届出を受けたときは、当該工事を行う者又はその工事の請負人（以下「工事者等」という。）に対し、当該工事の施工に関し測量標を保全するため、必要な措置を講ずることを指示することができる。

(測量標の保全措置)

第4条 工事者等は、工事の施工により測量標を滅失し、損傷する等測量標の効用を害することのないよう測量標を保全するための措置を講じなければならない。

第5条 工事者等は、工事（保護ます（測量標に直接荷重がかかるのを防ぐため、測量標を覆うように設置した有蓋の構造物をいう。以下同じ。）を有する測量標の保

全に影響を及ぼすおそれのあるものに限る。)により地面をかさ上げするときは、測量標の保護ますをその表面がかさ上げされた地面の水準になるように引き上げ、かつ、保護ますが沈下しないよう措置を講じなければならない。

(測量標の一時撤去及び移転の請求等)

第6条 工事者等は、工事を行うに当たって、測量標の一時撤去又は移転(以下「移転等」という。)を行う必要があるときは、市長の承認を得て、これを行うことができる。

2 前項の承認を得ようとする工事者等は、あらかじめ測量標の一時撤去・移転承認申請書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請が行われた場合において、当該測量標の移転等を行うことが適当と認めるときは、測量標の一時撤去・移転承認書によりこれを承認するものとし、移転等を行う必要がないと認めるときは当該申請を行った者に対し、その旨を通知するとともに当該工事の施工に関し測量標を保全するための必要な措置をとることを指示するものとする。

4 測量標の移転等の承認を得た工事者等は、当該測量標の移転等を完了したときは、速やかに測量標の一時撤去・移転完了報告書及び別表に規定する成果品等を提出しなければならない。

(測量標の原状回復)

第7条 工事者等は、工事により測量標を滅失し、損傷するなど、測量標の効用を害したときは、姫路市公共測量作業規程に準拠して、当該測量標を原状に回復しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、原状に回復するのが困難であり、やむを得ないと市長が認めた場合は、前条第1項の移転の例によるものとする。

3 工事者等以外の者が、故意又は過失により、測量標を滅失し、又は損傷した場合においては、前2項の規定を準用する。

(測量業者)

第8条 工事者等は、第6条の規定により測量標の移転等を行う場合及び前条の規定により測量標を原状に回復する場合は、測量法第55条第1項の登録又は同条第3項の更新の登録を受けている測量業者に施工させなければならない。ただし、市長

がこれらの測量業者以外の者に施工させても支障がないと認める場合は、この限りでない。

(費用の負担)

第9条 第5条の規定による保護ますの引上げ及び保全に要する費用並びに前3条の規定による測量標の移転等及び原状回復に要する費用は、市長が認める場合を除き、工事者等が負担しなければならない。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、測量標の一般的取扱い及び管理保全に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和60年7月1日から施行する。

附 則(平成15年3月26日規則第21号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に改正前の第6条の規定によりなされた測量標の移転等に係る許可の申請又は許可は、改正後の第6条の規定によりなされた測量標の移転等に係る承認の申請又は承認とみなす。

別表(第6条関係)

納入する成果品等

納入する成果品

品名	数 量	備 考
観測手簿	1 部	
観測記簿	1 部	
計算簿	1 部	
点の記	3 部	正本1 副本2
成果表	5 部	正本1 副本4
基準点網図(修正分)	4 部	正本1 副本3
建標承諾書	2 部	正本1 副本1

測量標敷地調書	2 部	正本 1 副本 1
基準点配点図（修正分）	4 部	正本 1 副本 3
基準点一覧表（修正分）	3 部	正本 1 副本 2

- （注）1 点の記・成果表・基準点一覧表の副本は複写できる用紙を使用するものとする。
- 2 与点、新設点別に連番号を付し、等級、点名、所在地、観測年月日及び成果値等を記入した基準点一覧表を作成（修正）するものとする。

提出する記録及び資料

品 名	数 量	備 考
作業管理の写真	2 部	
偏心要素測定紙	1 部	
基準点調査異状報告書	2 部	既知点に異状があった場合に提出する。
精度管理表	1 冊	
打合せ記録簿等	1 冊	